The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大元ウルス命令文の書式
Author(s)	松川, 節
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1995, 29, p. 25-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48030
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大元ウルス命令文の書式

松川　節

はじめに

13～14世紀モンゴル支配時代の文書行政を特徴づける重要な史料に、各ウルスの統治者によって発令された各種の命令文がある[1)]。これらの命令文は各支配領域における言語差や統治形態の差を示しつつも一定の類型を持っているため、その背後に「モンゴル支配」という共通の求心力が働いていたことは容易に想像できる。近年、世界史におけるモンゴル支配の意義が再検討されつつあるなかで、統治者の母語であるモンゴル語史料に基づき、モンゴルの中核を受け継いだ歴代大カーンの官房における文書行政を研究することは、モンゴル的統治形態の原型を解明する有効な手段となるであろう。

従来、クビライ以前の歴代大カーンが執り行なった文書行政に関する史料は極端に少なく、1269年のパスパ字公布以前にモンゴル語で文書行政が行なわれていた直接の証拠は知られていなかった。ところが1988年に『少林寺聖旨碑』が発現した結果、史料状況は激変した。この聖旨碑の第1截には1253年のモンケ聖旨、第2、第3截には1261年と1268年のクビライ聖旨が各々ウイグル字モンゴル語・漢文合璧で刻されていたため、モンゴル語による文書行政がモンケの時代から行なわれていたことが確実となったのである。

筆者らはこの聖旨碑を解読する過程で、第1截のモンケ聖旨には未だ見られない独特な書式が第2・第3截のクビライ聖旨及びその後に発令されたパ

スパ字モンゴル語の命令文に共通して存在することに気づき、1260年にクビライの大元ウルスが成立すると共にモンゴル語命令文は徐々に定型化され始め、パスパ字公布を一大転機として定型化が完成したことを発見し、これを「大元ウルス書式」と名付けることによって、クビライ登位以前に発令されていた命令文や他の各ウルスの命令文と一線を画することを提唱した[2)]。これを承けて本稿では、大元ウルスの領域内で発令された様々な命令文のうち、上述の第2・第3截を始めとするモンゴル語の36件を網羅的に分析し、そこから「大元ウルス書式」として定型化し得る指標を具体的に抽出し、モンゴル的支配体制のひとつの類型を提示したい。

1．大元ウルス発令モンゴル語命令文リスト

すでに杉山1990a論文によって明らかにされているように、1260年にクビライが自ら大カーン位に就いてから1368年に順帝トゴンテムルが大都を追われるまでの百余年の間、大元ウルスにおける文書行政を特徴づけたのは、大カーンが自ら発令する聖旨(Mong. ǰarliγ[3)])、男性皇族の発令する令旨(üge ~ lingǰi)、皇后・皇太后ら女性皇族の発令する懿旨('iǰi)、宗教上のトップである帝師が発令する法旨(faǰi)という一連の下行命令文である。史料は①モンゴル語の文書原物と碑刻、②直訳体白話風漢文の碑刻・典籍、③文語・吏牘漢文の碑刻・典籍・書簡、④チベット語の文書原物・碑刻・典籍というかたちで伝存している。これらのうち、④に含まれる法旨はチベット人帝師の発令であるためチベット語で起草された可能性が大きい[4a)]が、聖旨、令旨、懿旨についてはモンゴル語で先ず発令され、発令対象者や対象地域の需要に応じて漢語訳やチベット語訳が作成されたと考えるのが自然であろう[4b)]。筆者が①のモンゴル語命令文を重視する所以はここにある。

ところで①と②を直接結びつける史料に、二言語による対訳形式で、モ

ンゴル語原文とそこから直訳された白話風漢文からなる蒙漢合璧の碑刻がある。従来、モンゴル語世界と漢語世界を橋渡しする史料として最も注目され、盛んに研究されてきたものである。しかしそこには、碑刻の形態でしか伝存しないこの対訳史料が、その元となった文書の体裁や内容を忠実に再現していないという落とし穴があった。この問題を解消する唯一の方法は、①のうちでもモンゴル語文書原物に基づいて分析を始めることである。

モンゴル語文書原物については、ペリオによって1949年に発表されたいわゆる「シャルゥ文書」の中の1件[5]が長い間学界に知られているのみであった。ところが1981年以降、中国のモンゴル学者ジョーナスト氏によって広東南華寺と北京民族文化宮図書館に計7件のパスパ字モンゴル語文書原物があることが明らかにされ、さらに1992年、チベット自治区ラサ市に4件の文書原物があることが新たに報告され順次公表されるに及んで、今やモンゴル語命令文の研究を文書原物12件に就いて行なうことが可能となっている。本稿では、これら12件の文書原物を中心にすえ、さらにそれを補う碑刻24件、計36件のモンゴル語命令文を対象として書式と表現形式を分析する。

モンゴル時代命令文の書式については、冒頭の3行定式を分析したコトヴィッチ以来、多くの研究が存在する[6]。中でもシュー Schuh は中世ヨーロッパの外交文書に対する要素分析法を適用してモンゴル時代命令文の内部構造を分類したものとして注目に値するが、その分析はチベット語訳された命令文や書簡を主対象としたものであるため、なお検討を要する。

次頁以下、すでに公表されている大元ウルス発令のモンゴル語命令文36件[7]について、発令年月日、発令対象地と対象者、使用文字、対訳の有無、発令者名と命令のタイプ、残存形態、発令地、資料の現在地、碑面の大きさ、碑刻の形態、印璽の有無・大きさ・朱墨の別・テキスト、改行形式を示す。発令対象地と対象者が複数に及ぶものは適宜省略してある。資料の現在地に「現存」としたものは現地で所在を確認できたものである。

大元ウルス発令モンゴル語命令文リスト（年代順）

略号 **J̌** : ǰarliγ （聖旨） **L** : lingǰi （令旨） **F** : faǰi （法旨） **I** : 'iǰi （懿旨）
UM : Mongolian in Uighur script **PM** : Mongolian in 'Phags pa script **C** : Chinese
M : Mongolian **Ins.** : Inscription on a stele **Doc.** : Document

[1] (J̌ : UM / C, Ins.) トリ年（中統2年辛酉、西暦1261）6月初1日、河南府路嵩山少林寺、少林長老(福裕)ら宛てウイグル字モンゴル文·直訳体漢文合璧クビライ Qubilai 聖旨 (ǰarliγ) 碑。開平府にて発令。(河南省登封縣少林寺(現存)聖旨碑の第2截;51.5×101.5cm (中村・松川 1993);表裏合璧;印璽なし;改行:平出)

拓影：道布・照那斯圖 1993b, plate. (Mのみ)
写真：中村・松川 1993, pls. III(M), IV(C).
紹介：王雲寶 1988.
録文：中村・松川 1993, pp. 34-37；道布・照那斯圖1993b, pp. 65-66.
研究：中村・松川 1993；道布・照那斯圖 1993a, 1993b, pp. 65-71.
漢文：中村・松川 1993, p. 39；道布・照那斯圖 1993b, pp. 66-67.

[2] (J̌ : UM / C, Ins.) タツ年（至元5年戊辰、西暦1268）1月25日、河南府路嵩山少林寺、足庵淨(肅)長老宛てウイグル字モンゴル文·直訳体漢文合璧クビライ Qubilai 聖旨 (ǰarliγ) 碑。コケアグラ Köke aγula(青山兒）にて発令。(河南省登封縣少林寺(現存)聖旨碑の第3截;55.5×110cm (中村・松川 1993);表裏合璧;印璽なし;改行:平出)

拓影：道布・照那斯圖 1994, plate. (Mのみ)
写真：中村・松川 1993, pl. V(M), VI(C).
紹介：王雲寶 1988.
録文：中村・松川 1993, pp. 41-45；道布・照那斯圖 1994, pp. 32-33.
研究：中村・松川 1993；道布・照那斯圖 1993a, 1994, pp. 32-37.
漢文：中村・松川 1993, pp. 46-47；道布・照那斯圖 1994, pp.33-34.

[3] (L : PM / C, Ins.) ネズミ年（至元13年丙子、西暦1276）1月26日、龍門禹王廟、董眞人宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧安西王マンガラ Mangγala 令旨 (üge) 碑。京兆府にて発令。(陝西省韓城縣;上下合璧;改行:抬頭·平出)

拓影:Chavannes 1908, planche 19;Poppe 1957, plate 1, pp. 48-49 の間に挿入（Mのみ）;北図 vol. 49, p. 14;照那斯圖 1991, p. 124.
研究：Lewicki 1937, pp. 16-19；Poppe 1957, pp. 46-47 (I), 67-90；亦鄰眞 (Yekemingγatai Irinčin) 1963 (=1983, pp. 359-381)；Ligeti 1972b, pp. 20-24；照那斯圖 1991, pp. 123-127.
漢文：Chavannes 1908, pp. 376-378；蔡 1955, **23'**, p. 25；入矢 1956, pp. 197, 212；Зографъ 1984, pp. 91-93；照那斯圖 1991, p. 127.

[4] (J̌ : PM, Doc.) ウシ年（至元14年丁丑、西暦1277;ないしは至元26年己丑、西暦1289）1月30日、チベット、ルン Rung 地方、ルハジェ·センゲペ[ル] lHa rje Seng ghe

dpa[l] 宛てパスパ字モンゴル文クビライ Qubilai 聖旨 (ǰarliγ) 原物。大都にて発令。(中國西藏現蔵;56×232cm (Süngrüb 1990b);印璽(朱)「御前之寶」3ヶ所(15cm角);改行:平出)

写真:Jin Zhou (ed.) 1981, p. 33 : 写真の右半分(第14行下〜第18行のみ);Bosson 1985, p. 17 (Jin Zhou の写真を拡大して転載);《藏族簡史》編写組 1985, 口絵写真 (Jin Zhou の写真と同じもの);Süngrüb 1990b, pp. 6-7 (文書全体のコピー);照那斯圖 1991, p. 12.

研究:Bosson 1985, pp. 15-19;Süngrüb 1990b, pp. 4-10;照那斯圖 1991, pp. 11-15.

[5] (J̌ : PM / C, Ins.) タツ年(至元17年庚辰、西暦1280・・・年代比定は杉山1990a論文)11月初5日(盩厔重陽萬壽宮)李道謙宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧クビライ Qubilai 聖旨 (ǰarliγ) 碑。大都にて発令。(陝西省周厔縣重陽萬壽宮碑林・現存;上下合璧;印璽「御寶」4ヶ所(Mのみ);改行:平出)

拓影:Haenisch 1940, Tafel 3 (M), 4 (C);照那斯圖 1991, p. 22 (Mのみ).

研究:Haenisch 1940, pp. 60-61, 65-66, 71-73;Ligeti 1972b, pp. 25-31;杉山1990, p.25;照那斯圖 1991, pp. 21-27.

漢文:Haenisch 1940, pp. 60-61, 65-66;蔡 1955, **22**', p. 23;入矢 1956, p. 212;照那斯圖 1991, p. 27.

[6] (L : PM, Ins.) 至元貳拾年(癸未、西暦1283)4月23日に執照、永壽縣呉山寺宛ての安西王 (Ānanda) 白話風漢文令旨碑末尾に添えられた8月15日パスパ字モンゴル文禁止命令。発令地不明。(陝西省永壽縣)

拓影:Bonaparte 1895, XII, planche 1;Poppe 1957, plate V;照那斯圖 1991, p. 129.

研究:Devéria 1896, pp. 7-18;Poppe 1957, pp. 56-57 (V);Ligeti 1972b, pp. 32-33;照那斯圖 1991, pp. 128-130.

(漢文:Bang / Devéria 1896, pp. 18-30;蔡 1955, **29**', p. 31.)

[7] (J̌ : PM / C, Ins.) ウシ年(至元26年己丑、西暦1289;ないしは至元14年丁丑、西暦1277)1月25日、太原府石壁寺、安僧録宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧クビライ Qubilai 聖旨 (ǰarliγ) 碑。大都にて発令。(山西省交城縣玄中寺・現存;101×71cm(実測);表裏合璧;印璽「ba'o」3ヶ所(M),「寶」1ヶ所(C);改行:平出)

拓影:常盤大定・関野貞『支那文化史蹟』8 (再版『中国文化史蹟』8、1976), p. 65;小沢 1962, pp. 10-11 の間に挿入 (Mのみ);Franke 1966, p. 50 (M), p. 54 (C);照那斯圖 1991, p. 7 (Mのみ).

研究:小沢 1962, pp. 9-33;Franke 1966, pp. 49-57;Ligeti 1972b, pp. 34-37;照那斯圖 1991, pp. 6-10.

漢文:小沢 1962, pp. 30-32;照那斯圖 1991, p. 10.

[8] (J̌ : PM, Ins.) ウシ年(至元26年己丑、西暦1289)6月初3日、涇州華嚴海水泉禪寺 Cen [?]uq bal を長とする仏僧たち宛てパスパ字モンゴル文クビライ Qubilai 聖旨 (ǰarliγ) 碑。上都にて発令。(甘粛省涇州縣;改行:平出)

拓影:蔡 1986a, p. 243;照那斯圖 1991, p. 17.

移録：張維『隴右金石録』5.
研究：蔡 1986a, pp. 231-243；照那斯圖 1991, pp. 16-20.

[9] (J̌ : PM / C, Ins.) ウマ年（至元31年甲午、西暦1294・・・年代比定は碑陰「大德三年（西暦1299）立石」に基づく）6月12日、大都路薊州平谷縣瑞屏山興隆寺、淨嚴都老；法嚴寺、太章老興覺宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧成宗テムル Temür 聖旨 (ǰarliγ) 碑。上都にて発令。（北京市平谷縣太后村・現存；159×83cm（実測）；表裏合璧；印璽なし；改行：平出）
拓影：照那斯圖 1991, p. 34 (Mのみ, 碑額を欠く).
研究：照那斯圖 1991, pp. 33-37.
漢文：inedited. (Cf. 中村・松川 1993, p. 14)

[10] (J̌ : PM / C, Ins.) イヌ年（大德2年戊戌、西暦1298）3月初3日、（彰德路）林州寶嚴禪寺太平禪寺、玉峰茂長老宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧成宗テムル Temür 聖旨 (ǰarliγ) 碑。Dalan bulaq（七十箇井児）にて発令。（河南省林縣徠谷寶嚴寺；上下合璧；印璽なし；改行：平出）
拓影：蔡美彪 1995, 圖版陆.
研究：蔡美彪 1995, pp. 376-380, 360.

[11] (J̌ : PM, Doc.) ウシ年（大德5年辛丑、西暦1301）2月25日、チベット、ツェルパ Cal ba の Gon-rge-l 地方、Sam grub siṅ ki を長とするタルニチたち宛てパスパ字モンゴル文成宗テムル Temür 聖旨 (ǰarliγ) 原物。大都にて発令。（西藏自治區文物管理委員會所蔵；58×220cm (Süngrüb 1990b)；印璽（朱）「御前之寶」3ヶ所（15cm角）；改行：平出）
写真：Jin Zhou (ed.) 1981, p. 33 写真の左半分 (第16行～第19行と第20行の下のみ)；Bosson 1985, p. 17 (Jin Zhouの写真を拡大して転載)；《藏族簡史》編寫組 1985, 口絵写真 (Jin Zhou の写真と同じもの)；Süngrüb 1990b, pp. 8-9 (文書全体のコピー)；照那斯圖 1991, p. 29 (文書全体のコピー).
研究：Bosson 1985, pp. 15-19；Süngrüb 1990b, pp. 4-10；照那斯圖 1991, pp. 28-32.

[12] (L : PM, Ins.) ウサギ年（大德7年癸卯、西暦1303）3月29日、平陽路河中府河東縣延祚寺、珍吉祥・城瑢院主宛てパスパ字モンゴル文セウセ Se'üse 令旨 (üge) 碑。大都にて発令。（山西省芮城縣磨澗村；裏面に漢訳なし；印璽「?（漢字4字）」2ヶ所；改行：抬頭）
拓影：蔡 1986b, pp. 46-47の間に挿入；照那斯圖 1991, p. 132.
研究：蔡 1986b, pp. 45-56；照那斯圖 1991, pp. 131-136.

[13] (L : PM, Doc.) ヘビ年（大德9年乙巳、西暦1305）9月30日、チベット、ツァン地方、シャルゥ Zha lu 寺、rDo rje dbang chug krags pa rgyal mtsan 宛てパスパ字モンゴル文懐寧王ハイシャン Hayšan 令旨 (üge) 原物。ジラムトゥ J̌iramutu にて発令。（いわゆる Zha lu 文書の1つ；西藏自治區文物管理委員會所蔵；印璽「(γu̯ay-niṅ u̯aṅ yin 懐寧王印)」3ヶ所；改行：平出・抬頭）

写真：Tucci 1949, p. 622；照那斯圖 1991, p. 138.
研究：Pelliot 1949, pp. 621-624；Ligeti 1972b, pp. 38-42；森 1975, pp. 223-226；Дамдин-сүрэн 1986, pp. 108-116；照那斯圖 1991, pp. 137-141.

[14] (J̌ : PM / C, Ins.) ネズミ年（皇慶元年壬子、西暦1312）2月28日、大名路の Lim-ci 寺；濬州金山嘉祐禪寺、華雲(?)寺の "Üng 長老ら宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。大都にて発令。(原碑の所在地不明；Süngrüb 論文は鶴壁市博物館所蔵拓本に基づく)
拓影：inedited.
著録：Süngrüb 1994, pp. 18-21.
録文：Süngrüb 1994, pp. 21-23.
研究：Süngrüb 1994, pp. 17-23.
漢文：inedited.

[15] (J̌ : PM / C, Ins.) ネズミ年（皇慶元年壬子、西暦1312）3月13日、河南府嵩山祖庭少林禪寺その他の寺々の長老らを長とする仏僧たち宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。大都にて発令。(河南省登封縣少林寺(現存)聖旨碑の第4截；62.5×118.0cm；表裏合璧；印璽なし；改行：平出)
拓影：道布・照那斯圖 1994, plate. (Mのみ)
写真：中村・松川 1993, pls. VII-VIII.
紹介：王雲寶 1988.
録文：中村・松川 1993, pp. 48-51；道布・照那斯圖 1994, pp. 37-38.
研究：中村・松川 1993；道布・照那斯圖 1993a, 1994, pp. 37-40.
漢文：中村・松川 1993, pp. 52-53；道布・照那斯圖 1993a, 1994, pp. 38-39.

[16] (J̌ : PM, Doc.) 西暦1312～1317年の間のいつか、曹溪寶林山南華禪寺所属の諸寺院、福心引辯慈濟大師德衍長老宛てパスパ字モンゴル文アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 原物。表装ミスにより末尾を欠く。(廣東曲江南華寺所蔵；印璽3ヶ所；改行：平出)
写真：照那斯圖 1982b, pp. 230-231；楊鶴書 1982, p. 41；廣東省博物館 (編) 1990, 写真 52, 53；照那斯圖 1991, p. 62.
研究：照那斯圖 1982a；照那斯圖 1982b, pp. 221-232；楊鶴書 1982, pp. 40-48；照那斯圖 1991, pp. 61-65.

[17] (J̌ : PM, Doc.) 西暦1312～1317年の間のいつか、圓覚寺の仏僧宛てパスパ字モンゴル文アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 原物。[16]と混在する表装ミスにより[16]と同様に末尾を欠く。(廣東曲江南華寺所蔵；印璽2ヶ所；改行：平出)
写真：照那斯圖 1982b, pp. 231-232；楊鶴書 1982, p. 41；廣東省博物館 (編) 1990, 写真 53（ただし第17行は見えない）；照那斯圖 1991, p. 67.
研究：照那斯圖 1982a；照那斯圖 1982b, pp. 221-232；楊鶴書 1982, pp. 40-48；照那斯圖 1991, pp. 66-70.

[18] (J̌ : PM / C, Ins.) トラ年（延祐元年甲寅、西暦1314）4月15日、眞定路元氏縣開化寺、通濟英辯大師講主堅吉祥らを長とする仏僧たち宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。大都にて発令。(河北省元氏縣;上下合璧;印璽なし;改行:平出)

拓影：民国『元氏縣志』；Sugiyama 1987, pl. 2；蔡 1988, p. 843；杉山 1990, plate 1；北図 vol. 50, p. 142；照那斯圖 1991, p.39.

研究：Sugiyama 1987, pp. 17-24；蔡 1988, pp. 842-845；杉山 1990, pp. 8-24；照那斯圖 1991, pp. 38-42.

漢文：蔡 1955, **63***, p. 65；亦鄰眞 1982, p. 174；Зограф 1984, pp. 105-106；蔡 1988, p. 845；杉山 1990, pp. 22-24；照那斯圖 1991, p.42.

[19] (J̌ : PM / C, Ins.) トラ年（延祐元年甲寅、西暦1314）7月28日、奉元路大重陽萬壽宮の道士たち宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。チャガーン·ツァン Čaγān-caṅ（察罕倉）にて発令。(陝西省周屋縣大重陽萬壽宮碑林·現存;印璽「寶」3ヶ所（M）;改行:抬頭)

拓影：Bonaparte 1895, XII-3（碑額を欠く）；Poppe 1957, plate II（Mのみ）；照那斯圖 1991, p. 49（Mのみ）. / 趙崡『石墨鐫華』 p. 6 (録文のみ)

研究：Gabelentz 1839, pp. 1-21, 1840, pp. 225-227；Wylie 1862, pp. 461-471；Pauthier 1865, pp. 772-774, 1870, pp. 41-50, 1897, pp. 87-116；Devéria 1896, pp. 40-42；Lewicki 1937, pp. 20-23；Poppe 1957, pp. 48-50 (**II**)；長田 1949, pp. 21-30；Ligeti 1972b, pp. 43-48；照那斯圖 1991, pp. 48-52.

漢文：趙崡『石墨鐫華』；Бобровников 1870, pp. 30-50；Chavannes 1904a, pp. 422-426, 1904b, pp. 81-82；馮 1932, pp. 40-41；長田 1949, pp. 24-30；蔡 1955, **64***, p. 66；入矢 1956, pp. 197-198, 203；中野 1971, pp. 145-157；Зограф 1984, pp. 97-99；陳垣 (編) 1988, p. 743；照那斯圖 1991, p. 52.

[20] (J̌ : PM / C, Ins.) トラ年（延祐元年甲寅、西暦1314）7月28日、(盩厔重陽萬壽宮)孫德彧宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。チャガーン·ツァン Čaγān-caṅ(察罕倉）にて発令。(陝西省周屋縣大重陽萬壽宮碑林·現存(第2、第3截);上下合璧;印璽「寶」6ヶ所;改行:平出)

拓影：Haenisch 1940, Tafel I；照那斯圖 1991, p. 54.

研究：Haenisch 1940, pp. 58-59, 62-63, 66-70；田中 1962；Ligeti 1972b, pp. 54-61；照那斯圖 1991, pp. 53-60.

漢文：武樹善『陝西金石志』 28 / 12b-13b；蔡 1955, **66***, p. 68；入矢 1956, p. 207；田中 1962；陳垣 (編) 1988, pp. 742-743；照那斯圖 1991, p. 60.

[21] (J̌ : PM / C, Ins.) トラ年（延祐元年甲寅、西暦1314）7月28日、彰德路安陽縣善應儲祥宮、陳道明宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。チャガーン·ツァン Čaγān-caṅ(察罕倉）にて発令。(河南省安陽縣;上下合璧;印璽なし;改行:平出)

拓影：Chavannes 1908, planche 24；Poppe 1957, plate III（Mのみ）；蔡 1955, 挿図 4；照那斯圖 1991, p. 44（Mのみ）

研究：Lewicki 1937, pp. 20-23；Poppe 1957, pp. 51-53 (**III**)；Ligeti 1972b, pp. 49-53；照那斯圖 1991, pp. 43-47.

漢文：『安陽金石録』；Chavannes 1908, pp. 407-408；馮 1932, pp. 41-42；蔡 1955, **65'**, p. 67；Зограф 1984, pp. 99-101；照那斯圖 1991, p. 47.

[22] (J̌ : PM / C, Ins.) ウマ年（延祐5年戊午、西暦1318）4月23日、奉元路邰陽縣光國寺その他諸寺の福講主ら宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧アユルバルワダ Ayurbarwada 聖旨 (ǰarliγ) 碑。上都にて発令。(陝西省邰陽縣；印璽？；改行：平出)

拓影：Chavannes 1908, pls. 25, 26；照那斯圖 1991, p.72 (Cのみ).

研究：Lewicki 1937, pp. 23-26；山崎 1954, pp. 111-119；Ligeti 1972b, pp. 62-66；照那斯圖 1991, pp. 71-75.

漢文：武樹善『陝西金石志』28 / 15a. b.；Chavannes 1908, pp. 408-410；馮 1932, pp. 51-52；蔡 1955, **72'**, p. 75；照那斯圖 1991, p. 75.

[23] (I : PM, Doc.) サル年（延祐7年庚申、西暦1320）9月15日、チベット、タクパ·ギャルツェン Grags pa rgyal mtsan 宛てパスパ字モンゴル文ダギ Dagi 皇太后懿旨 ('iji) 原物。大都にて発令。(西藏自治區文物管理委員會所蔵；印璽3ヶ所；改行：平出·抬頭)

写真：照那斯圖 1991, p. 114.

研究：照那斯圖 1991, pp. 113-117；J̌alsan 1992, p. 66.

[24] (F : PM / C, Ins.) トリ年（至治元年辛酉、西暦1321）10月15日、大名路濬州大岯山天寧寺、講主朗吉祥宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧クンガー·ロドゥー·ギャルツェン·ペルサンポ Kun dga' blo gros rgyal mtshan dpal bzang po 法旨 (faǰi) 碑。大都にて発令。(河南省濬縣；上下合璧；印璽？；改行：平出·抬頭)

拓影：北図 vol. 49, p. 108；照那斯圖 1991, p. 143.

研究：常風玄 (照那斯圖) 1984, pp. 506-511；照那斯圖 1991, pp. 142-146；中村 1993, p. 62.

漢文：熊象階『濬縣金石録』2；Chavennes 1908, pp. 410-413；馮 1932, pp. 52-54；蔡 1955, **74'**, p. 77；入矢 1956, pp. 198, 221-222；常風玄 1984, pp. 510-511；照那斯圖 1991, p. 146.

[25] (I : PM / C, Ins.) トリ年（至治元年辛酉、西暦1321）11月初10日、保定路易州龍興觀その他道観の王進善たちを長とする道士たち宛てパスパ字モンゴル文·直訳体漢文合璧ダギ Dagi 皇太后懿旨 ('iji) 碑。大都にて発令。(河北省易縣；印璽なし；改行：抬頭)

拓影：Бобровников 1870；Poppe 1957, plate IV (Mのみ)；照那斯圖 1991, p. 119 (Mのみ).

研究：Бобровников 1870, pp. 116-129；Poppe 1939, pp. 239-243；Poppe 1957, pp. 54-55 (**IV**), 96-100；Ligeti 1972b, pp. 67-72；照那斯圖 1991, pp. 118-122.

漢文：蔡 1955, **75'**, p. 78；入矢 1956, p. 208；Зограф 1984, pp. 101-103；照那斯圖 1991, p. 122.

[26] (J̌ : PM, Doc.) 至治三年ブタ年（癸亥、西暦1323）6月初3日、カルマパ Karma pa 仏僧宛てパスパ字モンゴル文スィディバラ Sidibala 聖旨 (ǰarliγ) 原物。上都にて発令。（所在不明；印璽「御前之寶」4ヶ所；改行：平出）

写真：Junast 1987, p. 311；照那斯圖 1991 p. 77.

研究：Junast 1987, pp. 309-313；照那斯圖 1991, pp. 76-81.

[27] (J̌ : PM, Doc.) 泰定元年ネズミの年（甲子、西暦1324）3月13日、ド・カム mDo Khams 地方の Ri 'o č'e po 寺の仏僧たち宛てパスパ字モンゴル文イスンテムル Yisün-temür 聖旨 (ǰarliγ) 原物。（西藏自治區檔案局所蔵）

写真：inedited.

紹介：J̌aγunasutu 1992 (第6回国際モンゴル学者会議発表原稿).

著録：J̌aγunasutu 1993, pp. 96-98.

研究：J̌aγunasutu 1993, pp. 94-102.

[28] (J̌ : PM, Doc.) 泰定元年ネズミの年（甲子、西暦1324）10月23日、J̌asidan 寺の Sodnam-ǰalsan, Odcerǰalsan を長とする仏僧たち宛てパスパ字モンゴル文イスンテムル Yisün-temür 聖旨 (ǰarliγ) 原物。（西藏自治區檔案局所蔵）

写真：inedited.

紹介：J̌aγunasutu 1992 (第6回国際モンゴル学者会議発表原稿).

著録：J̌aγunasutu 1994, pp. 5-7.

研究：J̌aγunasutu 1994, pp. 4-10.

[29] (J̌ : PM, Doc.) タツ年（致和元年戊辰、西暦1328・・・年代比定は J̌aγunasutu 1992, p. 1）3月23日、オドセル＝ギャルツェン Od zer rgyal mtsan を万戸長に任命するパスパ字モンゴル文イスンテムル Yisün-temür 聖旨 (ǰarliγ) 原物。大都にて発令。（西藏自治區檔案局所蔵）

写真：inedited.

著録：J̌aγunasutu 1992 (第6回国際モンゴル学者会議発表原稿), p. 3.

研究：J̌aγunasutu 1992 (第6回国際モンゴル学者会議発表原稿).

[30] (J̌ : PM / C, Ins.) 元統三年ブタ年（乙亥、西暦1335）7月14日、益都路滕州鄒縣繹山仙人萬壽宮、李道実らを長とする道士たち宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧トゴンテムル Toγon-temür 聖旨 (ǰarliγ) 碑。上都にて発令。（山東省鄒縣；上下合璧；改行：平出）

拓影：Sugiyama 1988, plate；杉山 1991, pls. 1-2；照那斯圖 1991, p. 83.

研究：Sugiyama 1988；杉山 1991；照那斯圖 1991, pp. 82-88.

漢文：蔡 1955, **83'**, p.87；入矢 1956, p. 208；杉山 1991, pp. 51-52；照那斯圖 1991, p. 88.

[31] (J̌ : PM / C, Ins.) （後）至元二年ネズミ年（丙子、西暦1336）7月12日、汴梁路許州天寶宮、王清貴を長とする道士たち宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧トゴンテム

ル Toγon-temür 聖旨 (ǰarliγ) 碑。上都にて発令。(河南省許昌縣;改行:抬頭)

拓影：照那斯圖・道布 1984, plate (Mのみ)；照那斯圖 1991, p. 90 (Mのみ).

研究：照那斯圖・道布 1984, pp. 49-54；照那斯圖 1991, pp. 89-93.

漢文：照那斯圖・道布 1984, pp. 51-52；照那斯圖 1991, p. 93.

[32] (L: UM, Ins.) (後)至元六年タツ年 (庚辰、西暦1340) 1月25日、筇竹寺宛てウイグル字モンゴル文アルグ Aruγ 令旨 (üge / lingǰi) 碑。觀音閣にて発令。(雲南省昆明市;印璽なし;改行:抬頭)

拓影：Лувсанбалдан 1962, plate；Cleaves 1964-1965, plate；Kara 1964, planche I-III；包祥 1980, plate；Dobu 1983, p. 308；北図 vol. 49, p. 49.

研究：Лувсанбалдан 1962；Cleaves 1964-1965；Kara 1964；Ligeti 1972a, pp. 59-61；包祥 1980；方國瑜 1984 pp.1068-1087；方齡貴 1990.

[33] (J̌ : PM, Ins.) 至正二年 (壬午、西暦1342) 月日を欠く。青羊宮宛て(?)パスパ字モンゴル文トゴンテムル Toγon-temür 聖旨 (ǰarliγ) 碑。発令地を欠く。(四川省成都市四川省博物館所蔵;改行:平出)

拓影：韓 1982, p. 124；照那斯圖 1991, p. 95.

研究：韓 1982, pp. 123-135；照那斯圖 1991, pp. 94-98.

[34] (J̌ : PM / C, Ins.) 至正十一年ウサギ年 (辛卯、西暦1351) 2月28日、奉元路大重陽萬壽宮、焦德潤を長とする道士たち宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧トゴンテムル Toγon-temür 聖旨 (ǰarliγ) 碑。大都にて発令。(陝西省周屋縣大重陽萬壽宮碑林に現存;左右合璧;印璽「寶」2ヶ所(M);改行:抬頭)

拓影：Haenisch 1940, Tafel 2 (Mのみ)；北図 vol. 50, p. 117；照那斯圖 1991, p. 100 (Mのみ).

研究：Haenisch 1940, pp. 59-60, 63-64, 70-71；Ligeti 1972b, pp. 77-82；照那斯圖 1991, pp. 99-105.

漢文：蔡 1955, **89'**, p. 93；入矢 1956, p. 198；陳垣 (編) 1988, p. 808；照那斯圖 1991, p. 105.

[35] (J̌ : PM, Doc.) 至正二十二年トラ年 (壬寅、西暦1362) 2月30日、Yondonǰalsan を招討使に任命するパスパ字モンゴル文トゴンテムル Toγon-temür 聖旨 (ǰarliγ) 原物。詳細不明。(西藏自治區檔案局所蔵)

写真：inedited.

紹介：J̌aγunasutu 1992 (第6回国際モンゴル学者会議発表原稿).

[36] (J̌ : PM, Doc.) 至正二十八年サル年 (戊申、西暦1368) 2月21日、シャルゥ Zha lu 寺、イェシェ・クンガー Ye shes kun dga' 宛てパスパ字モンゴル文トゴンテムル Toγon-temür 聖旨 (ǰarliγ) 原物。大都にて発令。(西藏自治區文物管理委員會所蔵;59×430cm;印璽「御前之寶」5ヶ所;抬頭:平出)

写真：Süngrüb 1990a, p. 34；照那斯圖 1991, p. 107.

研究：Süngrüb 1990a, pp. 30-37；照那斯圖 1991, pp. 106-112.

2．大元ウルス発令モンゴル語命令文の書式

図1の左側はリストの[11]、成宗テムルがウシ年(大徳5年辛丑、西暦1301)2月25日に発令した聖旨の一部であり、軸装された文書原物の形態を示す唯一の写真である[8]。この聖旨はその後スンルブ、照那斯圖によって全体のフォトコピー付きで個別に釈読された(図2)。因みにSüngrüb 1990b論文は文書原物の大きさ(縦58cm、横220cm)を初めて伝えている点で重要である。写真に基づいて朱角印の大きさを計算すると約15cm角であることがわかる。先ずこの文書の転写を示し、次にモンゴル語原文のニュアンスを生かした訳を与えつつ、シューSchuh 1977によって示された内部構造の分類を踏まえて書式を分析してみよう。

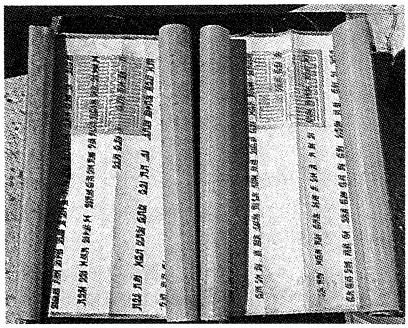

図1　聖旨原物の写真

01 mộṅkạ dėṅri-yin kụčün-dür
02 yėḵe su ǰali-yin 'ihēn-dür
03 qān ǰarliq manu
04 　　čeri'üd-ün noyad-da
05 　　čerig haran-a balaqa-
06 　　d-un daruqas-da noyad-da
07 yôrčiqun yabuqun ėlčin-e dūlqaquị
08 ǰarliq
09 J̌iṅgis qan-u ba Öködeị qān-u ba
10 Sečen qān-u ba ǰarliq-dur doyid ėrke'üd sen-
11 šiṅ-üd aliba alba qubčiri ülü üǰen
12 dėṅri-yi ǰalbariǰu hirü'er ögün atuqai gēk-
13 degsed aǰu'uị ėdü'e ber bö'esü uridan-u

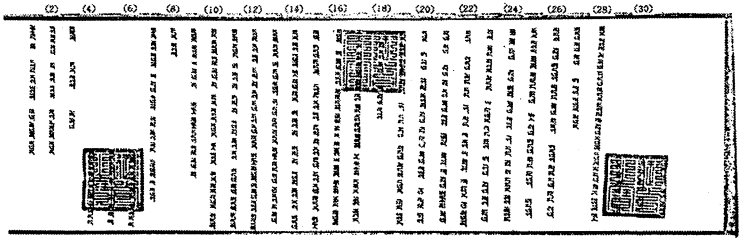

図2　成宗テムル・1301年発令聖旨の全体写真（照那斯圖 1991 より）

14 ǰarliq-un yosu'ar aliba alba qubčiri ü-
15 lü üǰen dėṅri-yi ǰalbariǰu hirü'er ö-
16 gün atuqai gēn Cal-ba-da qariyatan Gôn-rge-l-ün
17 oron-a Sam-grub-siṅ-ki teri'üten olôn dharničid-
18 da bariǰu yabu'ayi
19 ǰarliq ôgbeị ėden-ü sümes-dür geyid-
20 dür anu ėlčin bụ ba'utuqayi ulā ši-
21 'üsü bụ barituqayi caṅ tamqa bụ ôgtü-
22 geị süme-de ėle qariyatan qaǰar usun
23 baq tegirmed ya'ud keǰ-i anu buliǰu
24 tataǰu bụ abtuqayi ėde basa dharničid
25 ǰarliqtan gēǰü yosu üge'üị üị-
26 les bụ üịledtügeị üịledü'esü
27 ülü'ü ayuqun mụd
28 ǰarliq man-u hüker ǰil qabur-un dumdadu zara-yin qo-
29 rin tabun-a Tay-
30 du-da bụgüị-
31 dür bičibeị

01 とこしえの天の力に、
02 大威霊の輝きの加護に、　　権限付与
03 カーンなる我らがおおせ。　　発令者名(Intitulatio)と型宣言
04 諸軍のノヤンたちに、
05 軍人に、諸
06 城のダルガたちに・ノヤンたちに、　　通知先(Publicatio)
07 行き往く使臣たちに、聞かしめる
08 おおせ。

09 チンギス・カンの、並びにオゴデイ・カーンの、並びに
10 セチェン・カーンのおおせにおいて
　　仏僧たち・ネストリウス教士たち・道
11 士たちは、全ての貢納・畜税を見ず
12 天を崇拝して祝福を与えておれ、と言われ
13 たのであった。今であっても以前の
14 おおせに従って全ての貢納・畜税を見
15 ず、天を崇拝して祝福を与
16 えておれと言って、ツェルパに属するゴンゲルの
17 地方に(居る)サムジュプ=スィンキを長とするタルニチたち
18 に保持すべき
19 おおせを与えた。これらの寺々に、彼らの家々
20 に使臣たちは泊まるな。駅伝馬・糧
21 食をつかむな。地税・商税を課す
22 な。およそ寺々に属する耕地・
23 園林・ひきうす(など)彼らのいかなるものをも奪ったり
24 徴発したりして取るな。これらまたタルニチたちは、
25 おおせを持つ者たちだ、と言って道理なき事
26 事をするな。すれば、
27 恐れないのであるか、彼らは。
28 我らがおおせは、ウシ年春の中の月の二十
29 五日に大
30 都に居る
31 時に書いた。

正統性の表示
背景説明(Narratio)
指令1(Dispositio-1)
(to Inscriptio)
発令対象者(Inscriptio)
指令2(Dispositio-2)
(to Publicatio)
威嚇文言
発令内容
結びの定型

権限付与、発令者名(Intitulatio)と型宣言:II. 01-03

従来、命令文の「冒頭定式」と位置づけられてきた部分である。本稿では命令文の型宣言(聖旨・令旨・懿旨・法旨)に注目し、以下の4タイプに分類する。

タイプ1:大カーン発令の聖旨[2,4,5,7〜11,14〜22,26,27,30,31,33,34,36]

mǫngke tngri-yin küčün-dür	とこしえの天の力に、	長生天氣力裏
yeke suu ǰali-yin ibegen-dür	大威霊の輝きの加護に、	大福廕護助裏
qaγan ǰarliγ manu	カーンなる我らがおおせ。	皇帝聖旨

タイプ2：大王・諸王発令の令旨[13; 3, 12, 32][9]

(mọngke) tngri-yin küčün-dür	(とこしえの)天の力に、	(長生)天氣力裏
qaγan-u suu-dur	カーンの威霊に、	皇帝福廕裏
hay-šan γụay-ning ụaṅ üge manu	海山懐寧王なる我らがことば。	海山懐寧王令旨

タイプ3：女性皇族発令の懿旨[23; 25]

mọngke tngri-yin küčün-dür	とこしえの天の力に、	長生天氣力裏
qaγan-u suu-dur	カーンの威霊に、	皇帝福廕裏
γôṅ-tay-γiw 'iǰi manu	皇太后なる我らが懿旨。	皇太后懿旨

タイプ4：帝師発令の法旨[24]

qaγan-u ǰarliγ-iyar	カーンのおおせによって、	皇帝聖旨裏
diši(発令者名)faǰi manu	帝師(発令者名)なる我らが法旨。	帝師(発令者名)法旨

シューはこの冒頭定式を(1)賛辞 (Apprecatio) (2)権限付与 (3)祈願 (Invocatio) (4)発令者名 (Intitulatio) と型宣言、と分類する[10]。しかし、先ず(1)の賛辞 oṃ svasti siddham「吉祥あれかし」は1440年にギャンツェ rGyal rtse のチョェギャル Chos rgyal が発令したチベット語命令文[11]の冒頭に付されたものであり、大元ウルス発令チベット語命令文には見られず、本稿で扱うモンゴル語命令文にも現われないので割愛する。次に、(2) 権限付与(タイプ4の形式に相当)と(3) 祈願 (タイプ1～3の形式に相当)は、チベット語命令文[12]冒頭においても、本稿のモンゴル語命令文冒頭においても同一文書に同時に現われる例は無い。つまり両者は互いに相補う分布を示している。それゆえこれらは共に文書における権威の所在を示していると見なすべきである。

以上の分析より、シューの分類のうち (1)賛辞 (Apprecatio) は除外され、(3) 祈願 (Invocatio) は (2)権限付与 に吸収される。いわゆる「冒頭定式」は2行或いは3行から成り、最初の1行或いは2行によって当該発令がいかなる権威付けを持つかが明示され、続く1行によって発令者の表示と発令のタイプが宣言されるのである。その特徴は2点ある。第1に皇族(タイプ1～3)と皇族以外(タイプ4)では権威の拠り処が異なる。皇族は必ず「(とこし

えの)天」(mǫngke) tngri を最初の権威の拠り処とするが、帝師が発令する法旨は「(とこしえの)天」を拠り処にすることができない。皇族以外の発令者は原則として大カーンの「聖旨(おおせ)」のみを権威の拠り処とできる。

もう1つの特徴は、大カーンとその皇族は共に「(とこしえの)天」を第一の拠り処とした上で、第二の拠り処に大カーン以外の皇族は「(在位)カーンの威霊」を挙げる点である。一方、この第二の拠り処として大カーンの発令では yeke suu ǰali-yin ibegen「大威霊の輝きの加護」が挙げられる。この表現の使用は大カーンの発令に限られている。なお、クビライが1260年に即位した当初の聖旨にこの表現は見られない[13)]。第2行の表現が1260年以前にクビライ以外によって用いられた例は無いので、この表現の挿入による二段構えの権威付けを考え出したのはクビライ自身であろう[14)]。

冒頭定式において、在位カーンの実名は避諱される[15)]。この原則は全件を通じて遵守されている。クビライの即位以前に発令された白話風漢文令旨の冒頭において、「蒙哥皇帝福蔭裏」(1257年鹿邑縣太清宮カイドゥ令旨碑)と大カーンの実名が表示されるのと対照的である。

在位カーンを始めとする発令者の比定は「**正統性の表示**」において先例カーンが列挙されていれば容易だが、列挙されない場合([29]、[36])、発令者の決定には登場人物や地名による年代比定が必要になる[16)]。

通知先(Publicatio):II. 04-07

通知先とは、**発令対象者**に関わる管轄機関ないしは人物であり、**発令対象者**は当該文書の「**指令1**」で述べられる諸権限をこの**通知先**に対して行使することができる。大元ウルス発令モンゴル語命令文では、通知先として「諸城・諸集落のダルガたち・ノヤンたち」「往来する使臣たち」「諸軍のノヤンたち」「軍人たち」「仏僧たち」「仏僧の頭目たち」「人々」が多く挙げられる。「宣撫たち」「トドカウル」「峠の守備人たち」「中書省・枢密院・御史台のノヤ

ンたち」「行中書省・行御史台・宣慰司・廉訪司のノヤンたち」「内外大小衙門のノヤンたち」「各アイマクの頭目たち」「多くの道士たち」「万戸長たち」「千戸長たち」「百戸長たち」などが記される例もある。

発令内容：II. 09-27

発令を内容別に見ると、仏教寺院・道観など宛てに免税特権を付与するものが36件中30件と圧倒的に多く、そのうち22件は碑刻である。その理由は、特権を付与された寺観側が**通知先**として示された在地の管轄機関或いは往来する使臣らに対して、特権内容を明示するため文書を碑に刻して配置したためと推察される。残る6件のうち[6]はテキストの文脈が意味をなさないので措くとして、4件はチベットにおける仏事の挙行命令[23、36]と任官指令[29、35]であり、これらは文書原物のかたちでチベットから発見されている。やや内容を異にするのは、寺院への財産寄進と共に一族郎党の平安を祈願した雲南王アルグのウイグル字モンゴル語令旨碑[32]である[17]。

正統性の表示・背景説明(Narratio)：II. 09-13

上述の30件の免税特権付与型命令文では、大カーンの代替わりに伴って先代の特権内容を継承する文言が必ず附される。その形式は、先ず先代諸カーン名が列挙され、次いで先代の与えた特権の受益層(仏僧たち、ネストリウス教士たち、道士たち、ムスリム識者たちなど)と免税特権の内容が提示される。つまり、本命令の発令に至る事情が説明されているわけである。

指令1(Dispositio-1, to Inscriptio)：II. 13-16

該文書で発令対象者が受ける命令の内容。免税特権付与型命令文では、免税特権の内容([11]の例では、全ての貢納・畜税の免除)は記されるが、

特権の受益層については具体的に提示されずに ėdü'e ber bö'esü uridan-u ǰarliq-un yosu'ar「今であっても以前のおおせのきまりに従って」という常套表現が使われ、**背景説明**(Narratio)で先代諸カーンの与えた特権を受け継ぐ意志が示される。この常套表現は何を意味するのだろうか。実は大元ウルス命令文全体を通して免税特権の受益層に「仏僧たち、ネストリウス教士たち、道士たち」は例外なく含まれるが、dašman「ムスリム識者」については歴代カーンによって対応が異なるのである[18]。例として、英宗スィディバラの聖旨[26]と次代の泰定帝イスンテムルの聖旨[28]を見てみよう。泰定帝イスンテムル発令の聖旨は、「チンギス・カンより英宗スィディバラに至るまで先代諸カーンの与えた聖旨において、仏僧たち、ネストリウス教士たち、道士たち、ムスリム識者は特権の受益者であった」とし、「今であっても以前のおおせのきまりに従って、すべての貢納・畜税を見ずに...」と述べるが、「以前のおおせ」であるスィディバラ聖旨を実際に見ると、受益者にムスリム識者は含まれていない。スィディバラ統治下で発令されたダギ皇太后懿旨[25]でも同様である。つまりイスンテムルは先代の発令内容を枉げてまで「以前のおおせのきまりに従って」という表現にこだわったことになる。この表現は、先代諸カーン名を列挙し、当代においても先代の「おおせ」が尊重されることを表明することによって、大カーン位がチンギス以来、歴代カーン位を経て当代にまで正統に継承されてきたことを強調しているのであろう[19]。

発令対象者(Inscriptio):ll. 16-17

該文書の受取人。(人名)-da barijū yabu'ayi ǰarliq ôgbeị「(発令対象者)につかみ続けるところのおおせを与えた」という表現は、発令対象者が該文書を保持し続け、必要に応じて通知先に対して開示することによってその効力を持続させる意と解釈し、「保持すべきおおせを与えた」と訳す[20]。なお

発令の交付理由が発令対象者の新規就任にかかる場合には、(人名)-u oron-a (人名)-dur「(旧任者)の替わりに(新任者)に」と表現されることがある[3_{13}, 5_{15}]。

ここでは発令対象者への交付物も指定される。多くの場合「おおせを与えた」とのみ表現されるが、変種として「al tamqatayi bičig ôgbeị(朱印入りの文書を与えた。)」がある[12_{17}]。交付物が明記される例として、泰定帝イスンテムルが発令した万戸長の任官書があり、「yėke gerē (パイザ)、ǰarliq(おおせ)、tamqa(印章)」の3点がセットで交付されたことがわかる[29_{04}]。

指令2 (Dispositio-2, to Publicatio)：ll. 19-24

指令2は該文書で**通知先**として指定された管轄機関や人物が受ける命令の内容である。特権付与型命令文では、管轄機関や人物が**発令対象者**の特権を犯す行為を禁止する文言が記される。稀に**発令対象者**への命令が記されることもあるが、その際は ta ber ～「おまえたち(名前)は」という表現で命令が**発令対象者**自身に向けられたことが明示される[1_{26}, 2_{31}, 5_{29}, 20_{30}]。

威嚇文言：ll. 24-27

通知先たる管轄機関に対して**指令2**を遵守するよう威嚇する文言として、

> ėne / ǰarliq-i ėyin dūlqaqdād bụrün ülü kụyiči-/-'ekün haran ülü'ü ayuqun. [29_{07}]「このおおせがこのように聞かしめられている状況下で、行なわざる者は恐れざるか！」
>
> ėyin / kē'ülü'ed bürün buši bolqaqun haran ülü['ü] / ayuqun. [24_{21}] 這般／教諭了呵、別了的人、他更不怕那什麼。「(この法旨が)このように言わせている状況下で違える者は恐れざるか！」[cf. 23_{25}, 25_{16},]

がある。

発令対象者が**指令1**で付与された権限を違えたり悪用することに対する

威嚇の文言には次の2つのパターンがある。①は[11]のタイプである。

①「おおせ(＝お墨付き)を持つ者たちだ、と言って道理なき事ごとをするな。すれば恐れないのであるか、彼ら(＝発令対象者)は。」

② üi̯le-/-d'esü bidan-a öčidkün. ker ber gērün / bida uqad ǰe. [5_{38}]

做呵／咱每根底奏者。不揀怎生呵／咱每識也者。

「(道理なき事ごとを)した場合は、(通知先たる管轄機関が)我々(発令者)に奏上せよ。(発令対象者が)どのように言い訳けしても我々にはお見通しだぞ」[cf. 1_{35}, 20_{39}, 29_{13}]

結びの定型（発令年月日と発令地）：II. 28-31

発令年はクビライから仁宗アユルバルワダ治世に至るまでは全て12年動物周期のみで示されるが、英宗スィディバラ以降は元号と12年動物周期が並記される([26][27][28][30][31][32][34][36])。それゆえアユルバルワダ治世以前は発令者が特定できても発令年の候補が複数挙がることがある[7]。月は四季それぞれが初・中・末に分けられ、日は十進法表記で、共に一貫して中国式である。

なお、全ての文書原物において印璽は**通知先**と**結びの定型**上に押され、**発令内容**を挟んで左右対称形をつくる。そして**発令内容**の行頭部分に1～3ヶが発令文の長さに応じて等間隔で押される（図2参照）。

冒頭定式3行に続く**通知先**は3行分のみの行頭が半分以下にまで下げられる。**通知先**の内容が続いていても7行目は冒頭定式と同じ高さから書かれる。**結びの定型**もこの**通知先**3行と同じ低さで記され、内容が3行に納まらない場合はやはり直前の行(l. 28)から書き始められる。これは文書としての外見上の対称形を保持するためであろう。

3．改行形式による権威の序列付け

前節の分析により、各命令文はその冒頭部分において何を権威付けとして利用しているかが示されており、そこでは厳格な用語の使い分けがなされ、発令の権威付けとして利用できる対象は発令者のランクによって厳密に定められていることが判明した。そこで次に、各命令文の冒頭形式のうち大カーン以外の発令(タイプ2～4)では、いずれも発令者の行頭が前行より一段下げられている点、すなわち改行の形式に注目してみよう。

ところで、文書原物が碑に刻され、さらに編纂史料に著録される過程で最も改変を被りやすいのはこの改行形式である。しかし現時点では文書原物と碑刻の両形態で伝存する命令文は見つかっていないので、いかなる改変がなされたかを直接検証する手だては無い。それゆえ、ここでも分析の出発点は文書原物に求められるべきである。

改行によって文書中の敬うべき語を行頭に配置する手法は、漢文文書における抬頭（改行して行頭に配すると共に前行より高い位置から書き出す；一字抬頭、二字抬頭のごとく、何文字分高めるかによって敬意に段階を設けることができる）と平出（改行して行頭に配し、前行と同じ高さから書き出す）が知られている。本稿で扱う12点のモンゴル語命令文原物のうち写真が公表されている8点は、改行形式に着目すると以下のように分類される。

聖旨[4, 11, 16, 17, 26, 36](図2参照)

全て平出により、抬頭は見られない。冒頭定式3行はみな平出され、**発令内容**中で平出されるのは ǰarliq「おおせ」,「チンギス・カン」を始めとする先例カーン名, dėṅri「天」, šakyamuni burxan「釈迦牟尼仏」のみである。このうち、dėṅri「天」は平出されないこともある[11_{15}][21)]。

懿旨と令旨[23, 13]

1320年発令のダギ皇太后懿旨[23]の場合、冒頭定式のうち権威の所在を示す第1行(天)と第2行(大カーン)のみが抬頭され、第3行 γôṅ-tay-γiw 'iǰi manu 以下はすべて同じ高さで平出のみが使われる。**発令内容**中で平出される語は 'iǰi「懿旨」のみである(ただしこの懿旨は特権付与型ではなく仏事挙行命令なので、先例カーン名は列挙されず、「天」も現われない)。

1305年発令のハイシャン令旨[13]の場合、冒頭定式の最初の2行の抬頭はダギ皇太后懿旨と同じであるが、**発令内容**中に抬頭と平出の両方が見られる。抬頭されるのは ǰiṅgis qan「チンギス・カン」, sečen qān「セチェン・カーン」, qān-u ǰarliq「(今上)カーンのおおせ」の3語で、抬頭の高さは冒頭の2行と等位である。一方、平出されるのは bičig「文書」, šakyamuni「釈迦牟尼」, dėṅri「天」の3語で、高さは第3行の hay-šan γu̧ay-ning u̧aṅ「ハイシャン懐寧王」と等位である。以上の分析よりモンゴル語命令文の文書原物における改行形式は次のようにまとめられる[22)]。

①聖旨は全て平出形式を持ち、抬頭するものは無い。すなわち改行による聖なる語の扱いに差は無い。

②懿旨と令旨においては「(とこしえの)天」と、大カーンに関わる全て(カーンの威霊、先例カーン名、今上カーンのおおせ)が抬頭によって権威付けされ、命令文の発令者たる皇族及び仏教的権威は同じレヴェルで平出される。これによって、2段階の序列がつくられる。

おわりに

本稿の目的は、大元ウルス領域内で発令された36件のモンゴル語命令文の書式を分析することにより、「大元ウルス書式」として定型化し得る指標を抽出することであった。検討の結果、シューによる命令文の要素分析のうち冒頭形式の「とこしえの天の力に」という表現は単なる祈願文では

なく、大カーンと皇族だけが使用し得る権威の象徴なのであり、冒頭形式は大元ウルスにおける権威の序列を示していることが判明し、さらにその権威の序列を明示するために文中でも改行形式が厳格に守られている点が指摘された。このことは、各命令文の発令時における共時的な統治形態が「とこしえの天 —— 大いなる威霊が持つ輝きの加護 —— 大カーンの威霊」という権威付けの序列を持っていたことを示している。もうひとつの定型化し得る指標は、「以前のおおせのきまりに従って」という表現を用いることによって、チンギスに始まるモンゴル大カーンの正統が大元ウルスの歴代統治者に継承されていることを誇示するという、通時的な統治形態へのこだわりが見られる点である。逆に言えば、大カーンの正統を継承するという強い意志が働いていたからこそ、大元ウルス期を通じて命令文の書式に目立った逸脱が見られなかったのであろう。

今後の課題として、このような大元ウルスの支配理念は大元ウルスだけのものなのか、或いはモンゴル的統治形態としてユーラシア全体に普遍化できるのかを、他の各ウルスにおける命令文が掲げる権威の内容と比較して検討する必要がある。同時に、クビライ登位以前の統治形態との比較によって、大元ウルス書式の来源を探る必要もあろう。本稿は、いわゆるモンゴル帝国の分裂後も大元ウルス大カーンが他のモンゴル諸ウルスに対して正統性と権威を維持していたかどうかを探求するための第一歩なのである。

注

1） 杉山 1990a, pp. 3-4.

2） 中村・松川 1993, pp. 15-22.

3） 本稿におけるモンゴル語のローマ字転写は、ウイグル字・パスパ字ともリゲティ式転写(transcription)を用いるが、ǰarliγ (ウイグル字：ǰrlγ, パスパ字：ǰarliq) のごとく両者を折衷した転写を用いることもある。qaγan / qān については「カーン」と統一表記する。

4 a) 中村 1993, p. 64.

4 b) しかしながら、この対訳が中央官庁でモンゴル語命令文が起草される段階で同時に作られたのか、それとも発令先で蒙古譯史が作成したのか、詳しいことはわかっていない。See 杉山 1990a, pp. 11-13.

5) Pelliot 1949.

6) 主なものとして、Kotwicz 1934, 田中 1962, 海老沢 1976, Schuh 1977, Григорьев 1978, Зограф 1984, 杉山 1990a, 1991, 小野 1993 がある。

7) リストの[35]についてはテキストを参照することができなかった。作成にあたって、杉山1990a論文の「附. 命令文リスト」(計20件)を一部転載している。なお本稿執筆に当たり、筆者はパーソナル・コンピュータを利用して全テクスト中に現われる計5738語について文脈付き索引を作成し、分析に利用した。

8) Jin Zhou (ed.) 1981より転載。カラー写真のため朱印であることがわかる。キャプションは本文書がパスパ字であると記すのみ。写真右側は[4]である。

9) [12, 32]については、第1行冒頭の mǫngke「とこしえの」が欠けている。この型の冒頭形式は漢文のものが3点(See 杉山 1990b, p. 97)あり、チベット文のものも1点(「シャルゥ文書」X; See Tucci 1949, pp. 753-754)知られているから独立した冒頭形式として立てるべきであるが、現時点では留保しておきたい。

10) See Schuh 1977, pp. 164-168.

11) See Tucci 1949, pp. 745-746, 666-668.

12) 「シャルゥ文書」I〜X. See Tucci 1949, pp. 747-754, 670-672.

13) モンゴル語テキストで確認できるのは少林寺聖旨碑第2截[1]のみだが、白話風漢文史料には3例が確認される。Cf. 中村・松川 1993, p. 17.

14) この点で、蔡1955, **15**' (p. 16) 「一二五〇年盩厔大重陽萬壽宮聖旨碑(六)」の冒頭定式「天地底氣力裏、大福蔭護助裏、彌里杲帶太子令旨」は、クビライ登位以前に「大福蔭護助裏」という表現をメルギデイ太子が使用していたかのようだが、これは録文ミスで、拓影に依れば「天地底氣力裏、大福蔭裏、弥里杲帶太子令旨」が正しい。See 北図 vol. 48, p. 17.

15) 単に qaγan / qān「カーン」或いは ėdü'e qān「今上カーン」[12_5]と表現される。

16) 碑刻の場合は命令文と共に立石に関わる情報が刻まれていることがあり、これが年代比定に役立つ。例えば[9]が成宗テムルの発令であることは先例カーン名の列挙がクビライで終わっていることからわかるが、発令年ウマ年は在位中に2回(1294年と1306年)あるため、両方の可能性を考えねばならない。しかしこの碑の場合、現地で実際に碑石に接したところ、碑陰に「大徳三年【西暦1299年】立石」とあることが確認できたため1306年の可能性はなくなった。

17) この令旨の冒頭定式はタイプ3と合致するが、大元ウルス大カーンの権威を標榜しながらも公用のパスパ字でなくウイグル字が使われている点は注目に値する。或いはパスパ字の通用範囲は大カーンの取り巻きレヴェルに限られたものであり、諸王の発令する令旨においては必ずしも拘束力を持ち得なかった証左かもしれない。

18) See 中村・松川 1993, pp. 20-21.

19) 先例諸カーン名の列挙については、中村・松川 1993, pp. 19, 21 を参照。
20) チベット語やウイグル語命令文における同様な表現との比較検討については、中村・松川 1993, pp. 75-76 を参照。
21) モンゴル語命令文において dėṅri -yi ǰalbariǰu「天を崇拝して」という表現中の dėṅri は、文書原物においても碑刻においても改行の対象になることとならないことがある。
22) これに対して、モンゴル語命令文の碑刻(計23件)における改行形式はより多様で、聖旨で平出形式を持つもの[1, 2, 5, 7, 8, 9, 10, 15, 18, 20, 21, 22, 30, 33]以外に抬頭形式のみを持つもの[19, 31, 34]があり、懿旨・令旨・法旨で平出と抬頭形式を合わせ持つもの[3, 13, 24]以外に抬頭形式のみを持つもの[12, 25, 32]がある。ここで注目すべきは、蒙漢合璧聖旨碑(計17件)における漢文面の改行形式が全て抬頭のみに拠っている点であり、モンゴル文の平出形式が漢文面では必ず抬頭形式に置き換えられる点である。さらにその際、モンゴル文では平出さえされない語が漢文面では一字抬頭、二字抬頭という手法によって抬頭される例がある。(少林寺聖旨碑の第2、第3截[1, 2]のモンゴル文面において当時の仏教界の権威である「パスパ・バクシ」は改行の対象になっていないが、漢文面では冒頭定式と先例皇帝名、「聖旨」「天」「釋迦牟尼佛」が二字抬頭、「八合思巴八合赤」は一字抬頭され、より厳密に序列が表現される。)こうした改行形式の不一致が文書原物の段階ですでに存在していたのか、それとも刻石時に新たに導入されたものであるかはなお検討を要するが、漢文碑のみで伝存する史料を扱う際には留意すべきであろう。

参照文献

包祥 「一三四〇年昆明蒙文碑銘再釋讀」『民族語文』1980-4, 1980, pp. 43-51, +1 pl.

北京圖書館金石組(編) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』vols. 48-50(元) 鄭州 1990. 【=北図】

Бобровников, А. А. "Грамоты вдовы Дармабаловой и Буянту-хана, писанныя квадратнымъ письмомъ, съ присовокупленіемъ общихъ замѣчаній объ этомъ письмѣ и догадокъ о значеніи надписи на Мангутской пещерѣ А. А. Бобровникова, съ дополненіями В. В. Григорьева." *Труды Восточнаго Отдѣленія Императорскаго Русскаго Археологическаго Общества* 16, 1870, pp. 50-76.

Bonaparte, Prince R. *Documents de l'époque mongole des XIIIe et XIVe siécles.* Paris 1895.

Bosson, J. "It's Springtime for 'Phags-pa!" *Altaistic Studies. Papers at the 25th Meeting of the PIAC at Uppsala, June 7-11, 1982* Stockholm 1985, pp.15-19.

蔡美彪 『元代白話碑集録』北京(科學出版社)1955.

―――― 「涇州水泉寺碑譯釋」『元史論叢』3, 1986a, pp. 231-243, -1 pl.

―――― 「河東延祚寺碑譯釋」『蒙古史研究』2, 1986b, pp. 45-56, +1 pl.

―――― 「元氏開化寺碑譯釋」『考古』1988-9, 1988, pp. 842-845, -1 pl.

蔡美彪　「林州寶嚴寺八思巴字聖旨碑譯釋」『考古』1995-4, 1995, pp. 376-380, 360, +1 pl.

常風玄(・照那斯圖)「元代法旨碑四種」『中國民族關係史研究』1984, pp. 501-524.

Chavannes, Éd. "Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole." *T'oung Pao* sér. 2-5, 1904, pp. 357-477; 2-6, 1905, pp. 1-42; 2-9, 1908, pp. 297-428, +30 pls.

陳垣(編)陳智超・曾慶瑛(校補)　『道家金石略』北京(文物出版社)1988.

Cleaves, F. W. "The Lingǰi of Aruγ of 1340." *Harvard Journal of Asiatic Studies* 25, 1964/65 (1965), pp. 31-79, +1 pl.

Дамдинсүрэн, А. *Монгол дөрвөлжин бичиг.* Улаанбаатар 1986.

Devéria, G. "Notes d'épigraphie mongole-chinoise, avec une notice de M. W. Bang." *Journal Asiatique* 8, 1896 (Sept.-Oct. et Nov.-Déc.), pp. 94-128, 395-443.

Dobu (道布). *Uyiγurǰin mongγol üsüg-ün durasqaltu bičig-üd.* (回鶻式蒙古文文献彙編) 北京(民族出版社)1983.

道布・照那斯圖　「河南登封少林寺出土的回鶻式蒙古文和八思巴字聖旨碑考釋」(正・續一・續二)　『民族語文』1993-5, 1993a, pp. 1-3, +2 pls；1993-6, 1993b, pp. 59-71, +2 pls；1994-1, 1994, pp. 32-40, +2 pls.

海老沢哲雄　「『元典章』の聖旨に関する一問題」　『木村正雄先生退官記念東洋史論集』東京 1976, pp. 209-222.

方國瑜　『雲南史料目録概説』第三冊, 北京 1984.

方齡貴　「《雲南王藏經碑》新探」『民族研究』1990-3, 1990, pp. 66-73.

馮承鈞　『元代白話碑』上海(商務印書館)1932.

Franke, H. "Eine Unveröffentlichte 'P'ags-pa-Inschrift aus T'ai-yüan." *Collectanea Mongolica. Festschrift für Professor Dr. Rintchen zum 60 Geburtstag.* Wiesbaden 1966. (Asiatische Forschungen 17.)

Gabelentz, H. C. "Versuch über eine alte mongolische Inschrift." *Zeitschrift für die kunde des Morgenlandes,* 2, 1839, pp. 1-21; 3, 1840, pp. 225-227.

Григорьев, А. П. *Монгольская дипломатика XIII-XV вв.* Ленинград 1978.

廣東省博物館(編)『南華寺』　北京(文物出版社)1990.

Haenisch, E. *Steuergerechtsame der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft.* Leipzig 1940. (Berichte über der Verhandlungen der Sächsischen Akademie der Wissenschaften zu Leipzig. Phil.- hist. Klasse. 92. Band, 1940. 2. Heft.)

韓儒林　「成都蒙文聖旨碑考釋」 *Studia Serica* 2, 成都 1946, pp. 137-148. (再録：『穹廬集』南京 1982, pp.123-135.)

入谷義高　「蔡美彪氏編「元代白話碑集録」を読む」『東方学報』26, 1956, pp. 186-228.

J̌aγunasutu (照那斯圖). "Mongγol dörbelǰin üsüg-ün luu ǰil-ün ǰarliγ." (パスパ字タツ年聖旨)(第6回国際モンゴル学者会議発表原稿) Ulan-Bator 1992, 8 pp.

————. "Yisüntemür qaγan-u quluγan-a ǰil-ün γurbaduγar sar-a-yin ǰarliγ." (イスンテムル・カーンのネズミ年3月聖旨)　*Öbör mongγol-un neyigem-ün sinǰilekü uqaγan* (『内蒙古社會科學』蒙文版) 1993-4, Kökeqota (呼和浩特) 1993, pp. 94-102.

————. "Yisüntemür qaγan-u quluγan-a ǰil-ün arbaduγar sar-a-yin ǰarliγ."

（イスンテムル・カーンのネズミ年10月聖旨） *Mongγol kele udq-a ǰokiyal.* （『蒙古語言文學』蒙文版） 1994-1, Kökeqota（呼和浩特）1994, pp. 4-10.

Junast (照那斯圖). "A Royal Edict of Emperor Yingzong Gegegen of the Yuan Dynasty in the Mongolian ḥPags-pa Script." In: Laycock, D. C. and W. Winter (eds.), *A World of Language. Papers presented to Professor S. A. Wurm on his 65th Birthday.* 1987, pp. 309-313.

J̌alsan (賈拉森). "Mongγol dörbelǰin bičig-ün durasqal-du töbed üge-yi γaliγlaγsan ni." （八思巴字蒙古文文獻中的藏語轉寫） *Öbör mongγol-un yeke suryaγuli-yin erdem sinǰilegen-ü sedkül* （『内蒙古大學學報』蒙文版）1992-2, Kökeqota（呼和浩特）1992, pp. 51-67.

Jin zhou (靳周) (ed.) *Tibet. No Longer Mediaeval.* Beijing (Foreign Languages Press) 1981.

Kara, G. "L'inscription mongole d'Aruγ, prince de Yun-nan (1340)." *Acta Orientalia Hungaricae* 17, 1964, pp. 145-173, -5 pls.

Kotwicz, W. "Formules initiales des documents mongols aux XIII-e et XIV-e ss." *Rocznik Orjentalistyczny* 10, 1934, pp. 131-157.

Lewicki, M. *Les inscriptions mongoles inédites en écriture carrée.* Wilno 1937. (Collectanea Orientalia, Nr. 12)

Ligeti, L. *Monuments préclassiques 1. XIIIe et XIVe siècles.* Budapest 1972a. (Monumenta Linguae Mongolicae Collecta II)

————. *Monuments en écriture 'Phags-pa. Pièces de chancellerie en transcription chinoise.* Budapest 1972b. (Monumenta Linguae Mongolicae Collecta III)

Лувсанбалдан, Х. "Аруг Вангийн хөшөөний бичиг." *Studia Mongolica* IV, fasc. 6, Улаанбаатар, pp. 123–136, +1 pl.

森鹿三「パスパ字の文書」『平凡社世界歴史事典第17巻月報』（再録：『東洋学研究 —— 居延漢簡篇』（東洋史研究叢刊之二十三之二）1975, pp. 223-226)

中村淳 「元代法旨に見える歴代帝師の居所 —— 大都の花園大寺と大護国仁王寺」『待兼山論叢（史学篇）』27, 1993, pp. 57-82.

中村淳・松川節 「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, 1993, pp. 1-92, +8 pls.

中野美代子 『砂漠に埋もれた文字 —— パスパ文字のはなし』東京 1971.（塙新書38）

小野浩 「「とこしえの天の力のもとに」 —— モンゴル時代発令文の冒頭定型句をめぐって ——」『京都橘女子大学研究紀要』20, 1993, pp. 209-187.

長田夏樹 「元仁宗皇帝聖旨碑の白話に就いて」『神戸外大論叢』1-1, 1949, pp. 21-30.

小沢重男 「山西省交城県石壁山玄中寺の八思巴文字蒙古語碑文の解読」『東京外国語大学論集』9, 1962, pp. 9-33, +1 pl.

Pautier, G. *Le livre de Marco Polo, citoyen de Venise.* Paris 1865, 2 vols.

Pelliot, P. "Un rescrit mongol en écriture 'phags-pa." In: Tucci, G., *Tibetan Painted Scrolls* II, Rome 1949, pp. 621-624.

Поппе, Н. Н. "Поправка к чтению одного места эдикта вдовы Дармабала." Сборник: *Памяти академику Н. Я. Марра.* Москва–Ленинград 1939, pp. 239-243.

Poppe, N. *The Mongolian Monuments in ḥP'ags-pa Script.* Second Edition translated and

edited by John R. Krueger. Wiesbaden 1957. (Göttinger Asiatische Forschungen 8)

Schuh, D. *Erlasse und Sendschreiben mongolischer Herrscher für tibetische Geistliche: Ein Beitrag zur Kenntnis der Urkunden des tibetischen Mittelalters und ihrer Diplomatik.* St. Augustin 1977. (Monumenta Tibetica Historica, Abteilung III: Diplomata et Epistolae, Band I)

杉山正明 「元代蒙漢合璧命令文の研究」 (一) (二)『内陸アジア言語の研究』 5 (= 神戸市外国語大学外国学研究 21), 1990a, pp. 1-31, +2 pls ; 6 (= 神戸市外国語大学外国学研究 23), 1991, pp. 35-55, +2 pls.

――――― 「草堂寺闊端太子令旨碑の訳注」『史窓』47, 1990b, pp. 87-106, +2 pls.

Sugiyama, M. "The 'Phags-pa Mongolian Inscription of the *Buyantu-qaγan's* Edict in Yuanshi xian 元氏縣, belonging to *Č'aqa'an-balaqasun.*" *Zinbun* 22, 1987, pp. 17-24, -2 pls.

――――――. "The 'Phags-pa Mongolian Inscription of Toγon-temür qaγan's Edict." *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko,* 46, 1988, pp. 1-6, +1 pl.

Süngrüb. "*Toγoγan temür qaγan-u ǰarliγ*-un tuqai." (トゴンテムル・カーン聖旨について) *Mongγol kele bičig* 1990:1, Kökeqota 1990a, pp. 30-37, -1 pl.

――――――. "Dörbelǰin üsüg-iyer bičigdegsen qoyar tulγur bičig-ün tuqai." (パスパ字で書かれた二文献について) *Mongγol kele udq-a ǰokiyal.* 1990:6, Kökeqota 1990b, pp. 4-10.

――――――. "Buyantu qaγan-u qar-a quluγan-a ǰil-ün ǰarliγ bičig." (ブヤントゥ・カーンの黒・ネズミ年聖旨) *Mongγol kele udq-a ǰokiyal* 1994:4, 1994, pp. 17-23.

田中謙二 「元典章における蒙文直訳体の文章」『東方学報』32, 1962, pp. 187-224.

常盤大定・関野貞 『支那文化史蹟』 (再版 :『中国文化史蹟』京都 1976.)

王雲寶 「少林寺出土元明大石碑」 『中國文物報』1988年第26期.

Wylie, A. "Ancient Inscription in Chinese and Mongol." *Translations of the China Branch of Royal Asiatic Society,* New Series, 5, 1855, pp. 65-81.

山崎忠 「1318年の八思巴字蒙古語碑文解読 —— 陝西部陽県光国寺碑 ——」『言語研究』26/27, 1954, pp. 111-119.

楊鶴書 「廣東南華寺發現八思巴字、藏文重要文物」『中山大學學報』 1982:2, 1982, pp. 40-48, -2 pls.

亦鄰眞 (Yekemingγatai Irinčin) 「讀一二七六年龍門禹王廟八思巴字令旨碑」 『内蒙古大學學報』1963-1, 1963. (再録 :『蒙古史研究論文選集』4, 呼和浩特 1983.)

――――― 「元代硬譯公牘文體」『元史論叢』1, 1982, pp. 164-178.

《藏族簡史》編寫組(編) 『藏族簡史』西藏人民出版社 1985. (中國少数民族簡史叢書)

照那斯圖 「在南華寺發現一箇八思巴字的新資料」『民族研究』 1982-3, 1982a.

――――― 「南華寺藏元代八思巴字蒙古語聖旨的復原與考釋」 『中國語言學報』1, 1982b, pp. 221-232, -4 pls.

――――― 『八思巴字和蒙古語文獻 II 文獻匯集』東京 1991.

照那斯圖・道布 「天寶宮八思巴字蒙古語聖旨碑」『民族語文』1984-6, 1984, pp. 49-54.

Зограф, И. Т. *Монгольско-китайская интерференция.* Москва 1984.

(大学院後期課程修了 ; 国立民族学博物館非常勤研究員〔講師〕)